

令和6年4月23日

地域密着型サービス運営推進会議代替資料の公表

厚生労働省令第34号（平成18年3月14日）第108条の規定に基づき、運営推進会議を開催するところ、新型コロナウイルス感染症の流行を理由として令和2年2月27日に面会謝絶を決定、以降継続中であること、あわせてこの会議を中止しているため、開催の際に配布する予定であった資料を公表し、開催に代えます。

千葉県長生郡白子町幸治3079番地3

設置主体) 株式会社 相生

代表者) 代表取締役 萩原 将之

事業所と事業主体の概要

事業所の名称	ゆうなぎ九十九里
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 (通称：グループホーム、認知症高齢者グループホーム) 介護保険事業所番号1275900213
サービスの定義 介護保険法 第8条第20項	要介護者であって認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。
所在地	〒283-0102 千葉県山武郡九十九里町小関2316番地1 電話0475(70)7333 FAX0475(70)7335
開設年月日	平成17年10月 1日開設、利用定員9人（一番館）
共同生活住居	平成23年 4月 1日開設、利用定員9人（二番館）
利用定員	
事業主体	〒299-4216 千葉県長生郡白子町幸治3079番地3 (商号) 株式会社 相生 (かぶしきがいしゃそうせい) 電話0475(36)5711 FAX0475(36)5712

運営推進会議の概要

予定していた日時、会場 令和6年4月29日13時30分から
当ホーム二番館のリビングダイニング

会議の構成

委員 ・当ホーム入居者 ・当町健康福祉課
 ・地域住民 ・当町地域包括支援センター
 ・ちどりの会 ・当町社会福祉協議会
 (当町所在、ボランティア団体) ・当ホーム管理者、当社代表者

予定していた議題等

1. 入居者情報（保険者、要介護度等）
2. 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザについて
3. 日常的な取り組み
4. 次回運営推進会議も中止、資料配布

1. 入居者情報

① 保険者等

保険者	当町	長生郡白子町	茂原市	合計
人数	15	1	1	17
増減	1			1

前回会議時点（2月26日）16

② 要介護度等～前回当会議開催時とほぼ変化はない。

当ホームをして最大の課題は、面会交流、外出等について、依然として慎重にならざるを得ず、日常生活を通じたリハビリテーションに支障を来している。当ホームをして、制限下において、ADLの維持改善を図る妙手はなく、当ホーム一番館二番館間の往来を積極的に推奨するほか、二番館においては2階建で2階居室を利用している入居している入居者にとっては、階段の昇降を積極的に推奨するなどしている。

※この項、前回資料と同一記述



高齢者の認知機能低下、8割の施設で コロナ制限影響か～
日本経済新聞（2022.06.25WEB）

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQQUE069J50W2A600C2000000/>

（当該記事 QR コード）

2. 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザについて

(1) 前回会議（2月26日）以降、入居者・役職員に感染発症なし

(2) 昨年秋頃から、インフルエンザに置き換わる様相があったが、新型コロナウイルス感染症も漸増している

インフルエンザの感染発症については概ね鎮静化している状況がみられ、当ホームにおいて入居者、役職員がインフルエンザに感染した事例はない。新型コロナウイルス感染症も漸増傾向にあるとのことで、両方に対策をする、いわゆる「コロナフル」対策を実施している状態で、5類移行前後で緩和することはない。

(3) ワクチン接種の推進

今後、新型コロナウイルスのワクチン接種の機会がある毎に、入居者はもとより、役職員についても推進したい。

(4) クラスタ感染対策

前回会議と重複するが、新型コロナウイルス感染症流行前の冬季、毎年インフルエンザの流行と、感染発症に伴う重症肺炎とその致死率が極めて高かったことが施設運営上の脅威であった。

当ホームは昨年8月から9月にかけて、また、当ホーム同種僚施設のゆうなぎ白子（長生郡白子町幸治3079番地3当社本店所在地所在）においては令和2年12月から1月にかけて新型コロナウイルス感染症のクラスタ感染を生じており、結局、季節に関係することはなく、また、5類移行後もその脅威は、なんら変わることがない。

これより先、現状の新型コロナウイルス感染症対策を実施してきた知見を活かし、このまま感染症対策を継続する。よって、不本意ではあるが、面会、外出、外泊などの制限は継続して実施する。

(5) 制限下における面会、外出の推進

一方で、新型コロナウイルス感染症の重症化があまりみられなくなったことを踏まえ、徐々にではあるが、この4月には桜の開花時期にあわせ、外出できるようになった。今後、外出先での滞在方法や場所の選定を慎重に検討しながら実施していきたい。

(6) マスク着用の推奨

役職員のマスク着用についてはこれまでのとおり、例外なく解除しない。当ホームのマスク着用の考え方については、後記のとおり、国（厚生労働省）が既に発出の「令和5年3月13日以降のマスクの着用の考え方について」を踏襲する。

～令和5年3月13日以降のマスク着用の考え方について～

<着用が効果的な場面>

○高齢者など重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、下記の場面では、マスクの着用を推奨します。

- ・医療機関を受診する時
- ・高齢者など重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設などへ訪問する時

<医療機関や高齢者施設などの対応>

○高齢者など重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設などの従事者の方は、勤務中のマスクの着用を推奨しています。

※マスクの着用は個人の判断に委ねられるものではありませんが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されます。（出典：厚生労働省 令和5年3月13日以降のマスク着用の考え方について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html

3. 日常的な取り組み

新型コロナウイルス感染症流行にともなう事柄をお伝えすることが多く、また、中心にならざるを得ない状況が継続していたところ、その他の当ホームにおける日常的な取り組みを紹介する機会を逸していたことから、紹介を始めることとした。今回は主に生計を維持する観点から紹介する。

第4回：生計維持の相談と支援①

当ホームにおける月毎の入居費用は総額で12万円から14万円程度となっている（介護保険の自己負担割合とホテルコスト（賃料、水道光熱費、食費、おむつ、理美容代、こづかい等、全て））。年額にするとおおよそ144万円から16万円を要し、その負担は決して小さくはない。

仮に入居者Aの年間収入額が国民年金のみであるとし、受給額が年額で72万円、要する費用が月額12万円で年額144万円であると、ちょうど72万円の不足が生じ、これをA本人の貯蓄かあるいは配偶者または家族の負担がなければ当ホームでの生計を維持し得ない。

しかし、A本人に貯蓄や資産がなく、また、支援、負担をする配偶者や家族が存在しない場合、入居できないということにもなるし、また、入居後に貯蓄を費消し、配偶者や家族がこの後の支援、負担が困難になる事態も考えられる。

こうした時、考えられる方策は2つである。

ひとつは、A本人が年金収入のみで、貯蓄や資産、支援、負担をする配偶者や家族が存在しない場合、または配偶者や家族が支援、負担することができない場合には、当ホームを所管する福祉事務所に生活保護の申請をすることで足りない分を公費で賄うことである。

もうひとつは、A本人が年金収入のみで、貯蓄はないが、当ホームに入居することとなって遊休化した自宅や不動産がある場合である。この場合には、自宅や不動産を換価することで資金を得、または賃貸物件化して賃料収益を得るなどして有効活用する。

近年、高齢者が居住していた土地建物が、当該高齢者の死亡、介護施設への入居を機に、いわゆる空き家、遊休化して社会問題となっているが、これに対して当社は解決策のひとつとして社会に提示している。

当社は宅地建物取引業（不動産業）免許を有しており、平成19年から遊休化

した自宅や不動産の換価、有効活用によって資金を得て、当ホームの入居費用に引き当てる支援を実施している。当社のこの手法が平成21年に経済産業省中小企業庁と千葉県のコラボレーションで行われている経営革新事業に選定され、これを機にこの手法を「[当社オリジナルリバースモーゲージ](#)」と称して、商品化した。

[当社オリジナルリバースモーゲージ](#)によって、自宅などの処分可能な不動産や遊休化した不動産を有している場合、入居後の貯蓄の枯渇や、入居時において貯蓄をほとんど有していない場合も、資金を得て、その後の当ホームにおける生活と生計維持がなされ、配偶者や家族の経済的支援や負担がなくても、安心して余生を送ることができた入居者は少なくない。

やはり、介護と金銭の問題は車の両輪であり、また、認知症を得て仔細を理解し得なくなっていたとしても、家族に負担をかけたくないと考えるのは当然の理でもあろう。そこに当社当ホームは一定の解を提供しているとの自負を有している。

今回は、実例を示して紐解いてみたい。

4. 次回運営推進会議の開催日程（開催見送り）

通常であれば、令和6年度運営推進会議、次回、第2回は、6月24日（月）13時30分から予定するところ、開催は見送り、今回と同様に、開催の際に配布する予定であった資料を公表し、開催に代えることとする。

以上

本件のお問合せ先 事業主体) 株式会社 相生 代表者) 代表取締役 萩原 将之 電話 0475-36-5711



当社オリジナルリバースモーゲージ
当社 WEB サイトから



ゆうなぎ九十九里、ゆうなぎ白子
弊社の詳細は、こちら

QRコード弊社WEBサイト



ワムネット、ゆうなぎ九十九里の評
価掲載当該サイト

QRコードワムネット



ゆうなぎ九十九里、運営推進会議録
掲載サイト（ワムネット、ワムネッ
ト、ゆうなぎ九十九里の評価掲載当
該サイトへのリンクあり）

ゆうなぎ九十九里